

休眠預金規定の制定および異動事由の揭示のお知らせ

2025 年 5 月 7 日
野村信託銀行株式会社

平素より、弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

お客様よりお預け入れいただいた長期間異動のない預金等につきましては、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、最終異動日等から 10 年 6 か月を経過する日までに金融機関において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されることとなっております。

弊社は、2025 年 5 月 7 日、休眠預金規定を定めました。今後、弊社における長期間異動のない預金等につきましては、同規定に基づいて取り扱わせていただきます。詳細は[休眠預金規定](#)をご確認ください。

また、同規定第 1 条に定める、[休眠預金等活用法にもとづく異動事由について](#)も併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

以上